

解除にあたっての考え方

特定避難勧奨地点は、

- ① 行政区等コミュニティ単位で一斉に解除を行う。
- ② 行政区等コミュニティ内のすべての特定避難勧奨地点が指定時における要件を満たさなくなった場合であって、かつ、新たに下記(1)の要件を満たす地点が確認されなかった場合、当該コミュニティ単位での解除を行う。

<指定時の要件>

- (1) 年間20mSvを超える地点の世帯
- (2) 小学生以下の子供又は妊婦がいる世帯であって、上記(1)の地点と同一の行政区内の世帯
- (3) 上記(1)や(2)の世帯に囲まれる等近接する世帯

→ 上記(1)により指定された地点が解除後においても年間20mSv以下の線量が確実となると確認された場合であって、かつ、新たに上記(1)の要件を満たす地点が確認されなかった場合、当該行政区等コミュニティ単位で(1)～(3)の世帯のすべてを解除する。

特定避難勧奨地点の除染進捗状況(11月末見込み)

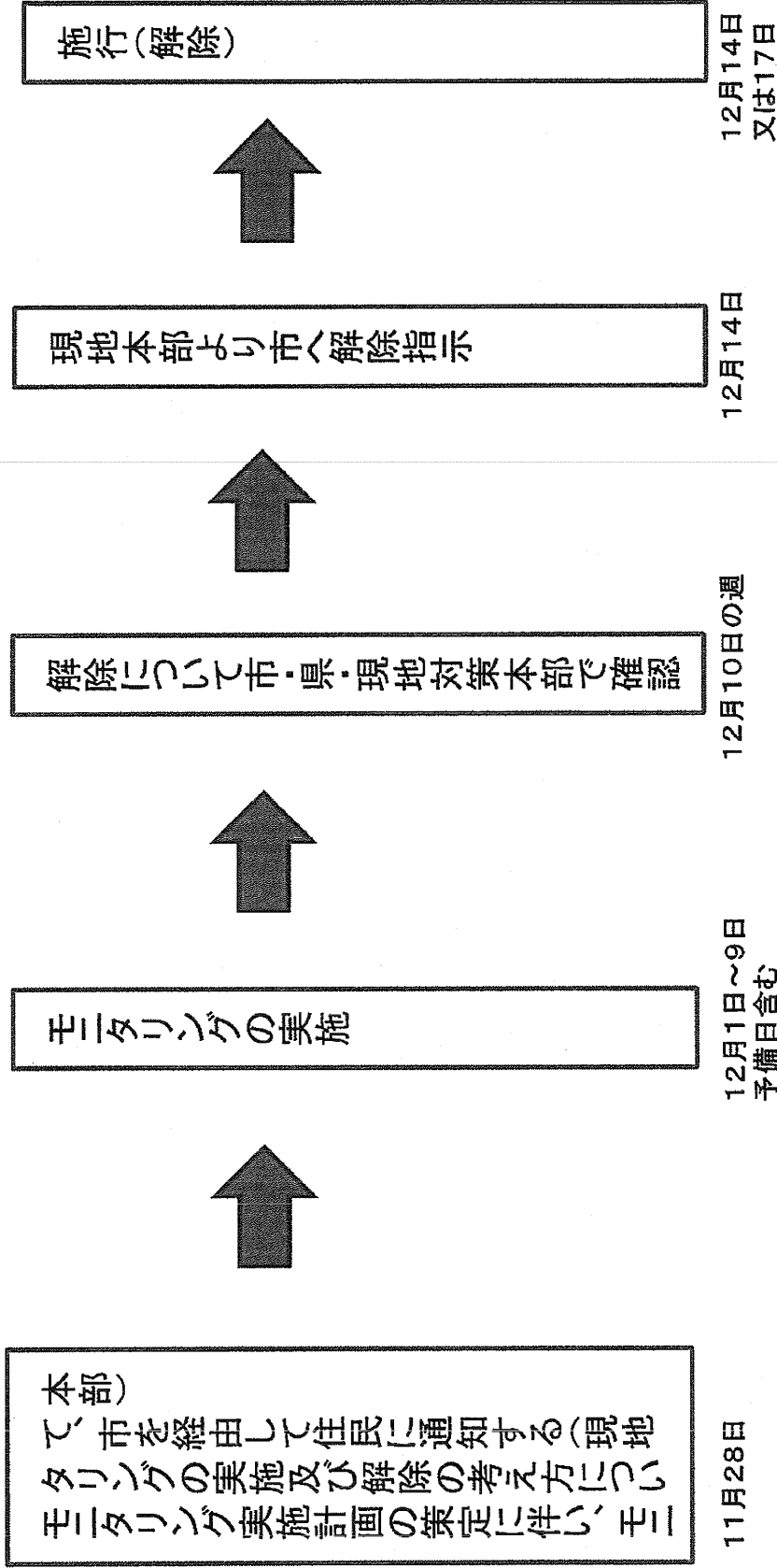
大 字	下小国										上小国		石田		月館7-2		富成		集 計			
	小国東		下小国西組		山下		松ノ口		上小国 中島	上小国 木組	坂ノ上	八木平	相蔵		10区	11区	H24	うち 国モデル	うち 市実証	うち 市先行	計	
	H24		H24		H24		H24		H24	H24	H24	H24	H24	H24	H24	H24						H24
除染地点数	1	11	1	3	31	10	4	10	20	11	9	6	6	4	4	117	13	13	13	13		
勧奨世帯数	1	12	1	4	34	11	4	11	21	12	10	6	6	4	4	128	4	4	4	4		
除染完了世帯	1	0	1	4	34	6	4	0	19	12	10	6	6	4	4	98	4	4	4	4		
除染中世帯	0	0	0		0	5		0	0	0	0	0	0	0	0	5						
未着手世帯	0	12	0		0	0		11	2	0	0	0	0	0	0	25						
割 合	100%	0%	100%	100%	100%	55%	100%	0%	90%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	77%	100%	100%	100%	100%		

※「うち国モデル」とは、内閣府により平成23年度に実施されたガイドライン調査事業

※「うち市実証」とは、市により平成23年7月に実施した民家除染実証試験

※「うち市先行」とは、市により平成23年10月から実施した民家除染

特定避難勧奨地点解除に向けた手順(案)



※ モニタリング対象は、特定避難勧奨地点に設定された117地点(128世帯)。